

第二十八章 紛争解決

第A節 紛争解決

第二十八・一条 定義

この章の規定の適用上、

「申立国」とは、第二十八・七条（パネルの設置）1の規定に基づいてパネルの設置を要請する締約国をいう。

「協議国」とは、第二十八・五条（協議）1の規定に基づいて協議を要請する締約国又は当該協議の要請を受ける締約国をいう。

「紛争当事国」とは、申立国又は被申立国をいう。

「パネル」とは、第二十八・七条（パネルの設置）の規定に従って設置されるパネルをいう。

「腐敗しやすい物品」とは、統一システムの第一類から第二四類までの各類に分類される腐敗しやすい農水産品をいう。

「被申立国」とは、第二十八・七条（パネルの設置）の規定に従って申立てを受けた締約国をいう。

「手続規則」とは、第二十八・十三条（パネルの手続規則）に規定する規則であつて、第二十七・二条（委員会の任務）1(f)の規定に従つて定めるものをいう。

「第三国」とは、紛争当事国以外の締約国であつて、第二十八・十四条（第三国の参加）の規定に基づいて書面により通報するものをいう。

第二十八・二条 協力

締約国は、この協定の解釈及び適用について合意するよう常に努めるものとし、この協定の運用又は適用に影響を及ぼす可能性のある問題について相互に満足すべき解決に達するよう、協力及び協議を通じてあらゆる努力を払うものとする。

第二十八・三条 適用範囲

1 この章の紛争解決に関する規定は、この協定に別段の定めがある場合を除くほか、次の(a)の事項又は(b)若しくは(c)の場合について適用する。

- (a) この協定の解釈又は適用に関する締約国間の全ての紛争の回避又は解決
- (b) 締約国が、他の締約国の実際の措置若しくは措置の案がこの協定の義務に適合しておらず、若しくは

適合しない可能性がある」と認める場合又は他の締約国がこの協定に基づく義務を履行しなかったと認めるその他の場合

(c) 締約国が、第二章（内国民待遇及び物品の市場アクセス）、第三章（原産地規則及び原産地手続）、第四章（繊維及び繊維製品）、第五章（税関当局及び貿易円滑化）、第八章（貿易の技術的障害）、第十章（国境を越えるサービスの貿易）又は第十五章（政府調達）の規定に基づいて自国に与えられることを当然に予想していた利益がこの協定に反しない他の締約国の措置の適用の結果として無効にされ、又は侵害されていると認める場合

2 締約国は、WTOの加盟国が貿易関連知的所有権協定第六十四条の規定に基づいて非違反措置による無効化又は侵害に関する苦情を申し立てる権利を有することとなる日の後六箇月以内に、1(c)の規定について、その対象に第十八章（知的財産）の規定を含めるために改正するかどうかを検討する。

3 この協定の締結に関連して二以上の締約国が締結する文書については、次のとおりとする。

(a) 千九百六十九年五月二十三日にウィーンで作成された条約法に関するウィーン条約第三十一条2(b)の規定の意味におけるこの協定の関係文書を構成するものではなく、並びに当該文書の当事国でない締約

国のこの協定に基づく権利及び義務に影響を及ぼすものではない。

- (b) 当該文書が定める場合には、当該文書の下で生ずる事項についてこの章の規定に基づく紛争解決手続に服するものとすることができる。

第二十八・四条 場の選択

- 1 申立国は、この協定及び紛争当事国が締結している他の国際貿易協定（世界貿易機関設立協定を含む。）の下でいずれかの問題に関する紛争が生ずる場合には、紛争を解決するための場を選択することができる。

- 2 紛争当事国は、申立国がパネル若しくは1に規定する協定に基づく他の裁判所の設置を要請した場合はパネル若しくは当該裁判所に問題を付託した場合には、選択した場以外の場を利用してはならない。

第二十八・五条 協議

- 1 締約国は、第二十八・三条（適用範囲）に定める問題について、他の締約国との協議を要請することができる。当該協議の要請を行う締約国は、当該要請を書面で行うものとし、当該書面に、当該要請の理由（問題となっている実際の措置、措置の案（注）その他の事項の特定及び申立ての法的根拠の記載を含む

む。)を示すものとする。当該要請を行う締約国は、第二十七・五条(連絡部局)1の規定に従って指定される総合的な連絡部局を通じて、当該要請を他の締約国に対して同時に送付する。

注 締約国は、措置の案の場合には、当該案の公表の日から六十日以内にこの1の規定に基づく協議の要請を行うようあらゆる努力を払う。もつとも、第一文の規定は、いつでも当該要請を行う権利を害するものではない。

2 協議の要請を受ける締約国は、協議国が別段の合意をする場合を除くほか、当該要請の受領の日の後七日以内に当該要請に対して書面により回答する(注)。当該協議の要請を受ける締約国は、他の締約国に対し1に規定する総合的な連絡部局を通じて自国の回答を同時に送付し、及び誠実に協議を開始する。

注 協議の要請を受ける締約国は、この2に定める期間内に回答しない場合には、協議の要請を行う締約国が当該要請を送付した日の後七日目の日に当該要請を受領したものとみなされる。

3 協議国以外の締約国であつて、問題に関する実質的な利害関係を有すると認めるものは、協議の要請の送付の日の後七日以内に他の締約国に対して書面により通報することにより、当該協議に参加することができる。その通報を行う締約国は、当該通報に当該問題に関する自国の実質的な利害関係の説明を含める。

- 4 協議国は、別段の合意をする場合を除くほか、次の期間内に協議を開始する。
 - (a) 腐敗しやすい物品に関する問題については、要請の受領の日の後十五日の期間
 - (b) その他の全ての問題については、要請の受領の日の後三十日の期間
- 5 協議は、対面により又は協議国にとって利用可能な技術的手段により、行うことができる。協議は、対面によつて行う場合には、協議国が別段の合意をする場合を除くほか、当該協議の要請を受けた締約国の首都において行う。
- 6 協議国は、この条の規定による協議を通じて、問題について相互に満足すべき解決に達するようあらゆる努力を払う。このため、次のことが行われる。
 - (a) 各協議国が、実際の措置又は措置の案がこの協定の運用又は適用にどのように影響を及ぼす可能性があるかについて十分に検討することができるよう十分な情報を提供すること。
 - (b) 当該協議に参加する締約国が、当該協議の過程で交換される情報であつて秘密であると指定されたものを、当該情報を提供する締約国と同様の条件で取り扱うこと。
- 7 一の協議国は、この条の規定による協議において、他の協議国に対し、問題となっている事項に関する

専門知識を有する当該他の協議国の政府機関その他規制機関の職員を関与させることを可能とするよう要請することができる。

8 協議は、秘密とされるものとし、他の手続におけるいずれの締約国の権利も害さないものとする。

第二十八・六条 あっせん、調停及び仲介

1 締約国は、紛争解決の代替的な方法（あっせん、調停、仲介等）を任意にとることをいつでも合意することができる。

2 あっせん、調停又は仲介に関する手続は、秘密とされるものとし、その他の手続における締約国の権利を害さないものとする。

3 この条の規定による手続に参加する締約国は、いつでも当該手続を停止し、又は終了することができる。

4 あっせん、調停又は仲介については、紛争当事国が合意する場合には、次条（パネルの設置）の規定に従って設置されるパネルにおける紛争解決手続の進行中においても、継続することができる。

第二十八・七条 パネルの設置

1 第二十八・五条（協議） 1の規定に基づいて協議を要請した締約国は、協議国が問題を次のいずれかの期間内に解決することができない場合には、被申立国に宛てた書面による通報によりパネルの設置を要請することができる。

(a) 第二十八・五条（協議） 1の規定に基づく協議の要請の受領の日の後六十日の期間

(b) 腐敗しやすい物品に関する問題については、第二十八・五条（協議） 1の規定に基づく協議の要請の受領の日の後三十日の期間

(c) 協議国が合意するその他の期間

2 申立国は、第二十七・五条（連絡部局） 1の規定に従って指定される総合的な連絡部局を通じて、1の規定に基づく要請を全ての締約国に対して同時に送付する。

3 申立国は、パネルの設置の要請に、問題となつてゐる措置その他の事項の特定及び問題を明確に提示するため十分な申立ての法的根拠の簡潔な要約を含める。

4 パネルは、要請の到達の時に設置する。

5 パネルは、紛争当事国が別段の合意をする場合を除くほか、この章及び手続規則の規定に適合する方法

で構成する。

6 一の問題についてパネルが設置され、他の締約国が同一の問題についてパネルの設置を要請する場合には、実行可能なときは、これらの申立てを検討するために単一のパネルを設置すべきである。

7 パネルは、措置の案を審査するために設置してはならない。

第二十八・八条 付託事項

1 付託事項は、紛争当事国がパネルの設置の要請の到達の日の後二十日以内に別段の合意をする場合を除くほか、次のとおりとする。

(a) この協定の関連する規定に照らし、前条（パネルの設置）1の規定に基づくパネルの設置の要請において付託される問題を検討すること。

(b) 第二十八・十七条（最初の報告書）4に定めるところにより、理由を付して、認定及び決定を行い、並びに共同で要請された勧告を行うこと。

2 申立国が、パネルの設置の要請において、ある措置が第二十八・三条（適用範囲）1(c)の規定の意味において利益を無効にし、又は侵害していると主張する場合には、付託事項にその旨を記載する。

第二十八・九条 パネルの構成

- 1 パネルは、三人の構成員から成る。
- 2 紛争当事国は、別段の合意をする場合を除くほか、パネルを構成するために次の手続を適用する。
 - (a) 第二十八・七条（パネルの設置） 1の規定に基づくパネルの設置の要請の到達の日の後二十日の期間内に、一方において一又は二以上の申立国及び他方において被申立国は、それぞれ一人のパネルの構成員を任命し、その任命について相互に通報する。
 - (b) 紛争解決手続は、一又は二以上の申立国が(a)に規定する期間内にパネルの構成員を任命することができない場合には、当該期間が満了した時に終了する。
 - (c) 一又は二以上の申立国は、被申立国が(a)に規定する期間内にパネルの構成員を任命することができない場合には、第二十八・七条（パネルの設置） 1の規定に基づくパネルの設置の要請の到達の日の後三十五日以内に、次のいずれかの方法により、任命されていない当該パネルの構成員を選出する。
 - (i) 第二十八・十一条（パネルの議長登録簿及び締約国別の名簿） 9の規定に基づいて作成される被申立国の名簿の中から選出する方法

(ii) 被申立国が第二十八・十一条（パネルの議長の登録簿及び締約国別の名簿）9の規定に基づく名簿を作成していない場合には、同条の規定に従って作成されるパネルの議長の登録簿の中から選出する方法

(iii) 被申立国が第二十八・十一条（パネルの議長の登録簿及び締約国別の名簿）9の規定に基づく名簿を作成しておらず、かつ、同条の規定に従ってパネルの議長の登録簿が作成されていない場合には、一又は二以上の申立国によって指名される三人の候補者の名簿の中から無作為抽出によって選出する方法

(d) 議長としての職務を遂行するパネルの第三の構成員の任命については、次のとおりとする。

(i) 紛争当事国は、議長の任命について合意するよう努める。

(ii) パネルの第二の構成員が任命される時までの期間又は第二十八・七条（パネルの設置）1の規定に基づくパネルの設置の要請の到達の日の後三十五日の期間のいずれか長い方の期間内に、紛争当事国が(i)の規定に従って議長を任命することができない場合には、任命された二人のパネルの構成員は、合意により、第二十八・十一条（パネルの議長の登録簿及び締約国別の名簿）の規定に従って作成さ

れる登録簿の中から議長を任命する。

(iii) (ii)に規定する二人のパネルの構成員が第二十八・七条（パネルの設置）1の規定に基づくパネルの設置の要請の到達の日の後四十三日の期間内に(ii)の規定に基づく議長の任命について合意しない場合には、当該二人のパネルの構成員は、紛争当事国の同意を得て議長を任命する。

(iv) (ii)に規定する二人のパネルの構成員がパネルの設置の要請の到達の日の後五十五日の期間内に(iii)の規定に従って議長を任命することができない場合には、紛争当事国は、パネルの設置の要請の到達の日の後六十日の期間内に、第二十八・十一条（パネルの議長の登録簿及び締約国別の名簿）の規定に従って作成される登録簿の中から無作為抽出により議長を選出する。

(v) (iv)の規定にかかわらず、(ii)に規定する二人のパネルの構成員がパネルの設置の要請の到達の日の後五十五日の期間内に(iii)の規定に従って議長を任命することができない場合において、次の条件が満たされるときは、紛争当事国は、独立の第三者が第二十八・十一条（パネルの議長の登録簿及び締約国別の名簿）の規定に従って作成される登録簿の中から議長を任命することを選択することができる。

(A) その任命を選択する紛争当事国が当該任命に関連する費用を負担すること。

- (B) 当該独立の第三者に対する議長の任命の要請を紛争当事国が共同で行うこと。一の紛争当事国と当該独立の第三者との間におけるその後の連絡については、その写しを他の紛争当事国に送付する。いずれの紛争当事国も、当該独立の第三者の任命の過程に影響を与えようとしてはならない。
- (C) 当該独立の第三者が、要請された任命について、パネルの設置の要請の到達の日の後六十日の期間内に完了することができない場合又はその期間内に完了する意思を有しない場合には、その後の五日の期間内に(iv)に規定する手続を用いて無作為に議長を選出すること。
- (vi) 登録簿が第二十八・十一条（パネルの議長の登録簿及び締約国別の名簿）の規定に従って作成されておらず、(ii)から(v)までの規定を適用することができない場合には、一方において一又は二以上の申立国が三人の候補者を指名し、他方において被申立国が三人の候補者を指名することができる。議長は、第二十八・七条（パネルの設置）1の規定に基づくパネルの設置の要請の到達の日の後六十日の期間内に、指名されるそれらの候補者の中から無作為に選出される。
- (vii) (vi)の規定にかかわらず、登録簿が第二十八・十一条（パネルの議長の登録簿及び締約国別の名簿）の規定に従って作成されておらず、(i)から(v)までの規定を適用することができない場合において、次

の条件が満たされるときは、紛争当事国は、(vi)の規定に基づく候補者の指名の後、独立の第三者が当該候補者の中から議長を任命することを選擇することができる。

(A) その任命を選擇する紛争当事国が当該任命に関連する費用を負担すること。

(B) 当該独立の第三者に対する議長の任命の要請を紛争当事国が共同で行うこと。一の紛争当事国と当該独立の第三者との間におけるその後の連絡については、その写しを他の紛争当事国に送付する。いずれの紛争当事国も、当該独立の第三者の任命の過程に影響を与えようとしてはならない。

(C) 当該独立の第三者が、要請された任命について、パネルの設置の要請の到達の日の後六十日の期間内に完了することができない場合又はその期間内に完了する意思を有しない場合には、その後の五日の期間内に(vi)に規定する手続を用いて無作為に議長を選出すること。

3 紛争当事国が別段の合意をする場合を除くほか、議長は、紛争当事国又は第三国の国民であってはならないものとし、第二十八・十一条（パネルの議長の登録簿及び締約国別の名簿）の規定に従って作成される登録簿の構成員に任命される紛争当事国又は第三国の国民は、2(d)の規定に基づく選出の手続から除外されるものとする。

4 各紛争当事国は、紛争の対象となる問題に関連する専門知識又は経験を有するパネルの構成員を選出するよう努める。

5 各紛争当事国は、第十九章（労働）、第二十章（環境）又は第二十六章（透明性及び腐敗行為の防止）の規定の下で生ずる紛争については、次条（パネルの構成員の資格）1に規定する要件に加え、次の要件に従ってパネルの構成員を選出する。

(a) 第十九章（労働）の規定の下で生ずる紛争については、議長を除くパネルの構成員は、労働に関する法令又は実務についての専門知識又は経験を有すること。

(b) 第二十章（環境）の規定の下で生ずる紛争については、議長を除くパネルの構成員は、環境に関する法令又は実務についての専門知識又は経験を有すること。

(c) 第二十六章（透明性及び腐敗行為の防止）第C節（腐敗行為の防止）の規定の下で生ずる紛争については、議長を除くパネルの構成員は、腐敗行為の防止に関する法令又は実務についての専門知識又は経験を有すること。

6 申立国、被申立国又は紛争当事国は、紛争当事国が別段の合意をする場合を除くほか、2の規定に従つ

て選出されるパネルの構成員がパネルの職務を遂行することができない場合には、当該パネルの構成員に支障があることを知った後七日以内に、職務を遂行することができない当該パネルの構成員を選出するために使用した選出の方法と同様の方法に従って別のパネルの構成員を選出する。

7 紛争当事国は、6の規定に従って新たなパネルの構成員を選出するための手続が6に規定する期間内に完了しない場合には、当初のパネルの構成員が職務を遂行することができないことを知った後十五日以内に、第二十八・十一条（パネルの議長の登録簿及び締約国別の名簿）の規定に従って作成される登録簿の中から無作為抽出によりパネルの構成員を選出する。

8 紛争当事国は、第二十八・十一条（パネルの議長の登録簿及び締約国別の名簿）の規定に従って登録簿が作成されていない場合には、当初のパネルの構成員が職務を遂行することができないことを知った後十日以内に、2(d)(vi)に定める選出の方法を用いてパネルの構成員を選出する。

9 この条の規定に従って任命されるパネルの構成員が、手続の過程において又は第二十八・二十条（未実施（代償及び利益の停止））若しくは第二十八・二十一条（履行状況の審査）の規定に従ってパネルが再招集される時に、辞任する場合又はパネルの職務を遂行することができなくなる場合には、後任のパネル

の構成員は、6から8までの規定に従って十五日以内に任命される。当該後任のパネルの構成員は、当該当初のパネルの構成員の全ての権限及び任務を有する。パネルの活動は、当該後任のパネルの構成員の任命までの間停止されるものとし、この章及び手続規則に規定する全ての期間は、当該活動が停止された期間延長されるものとする。

10 紛争当事国は、パネルの構成員が次条（パネルの構成員の資格）1(d)に規定する行動規範に違反しているとの紛争当事国が信ずる場合には、協議する。当該パネルの構成員は、紛争当事国が合意する場合には、解任され、この条の規定に従って新たなパネルの構成員が選出される。

第二十八・十条 パネルの構成員の資格

- 1 全てのパネルの構成員は、次の(a)から(d)までに定める要件を満たすものとする。
 - (a) 法律、国際貿易その他この協定の対象となる事項についての専門知識若しくは経験又は国際貿易協定の下で生ずる紛争の解決についての専門知識若しくは経験を有すること。
 - (b) 客観性、信頼性及び判断の健全性という基準に厳格に従って選出されること。
 - (c) いずれの締約国からも独立しており、いずれの締約国とも関係を有しておらず、又はいずれの締約国

からも指示を受けていないこと。

(d) 手続規則に定める行動規範を遵守すること。

2 第二十八・六条（あっせん、調停及び仲介）の規定によって紛争に関与した個人は、当該紛争のパネルの構成員としての職務を遂行してはならない。

第二十八・十一條 パネルの議長の登録簿及び締約国別の名簿

パネルの議長の登録簿

1 この協定の効力発生の日の後百二十日以内に、第三十・五条（効力発生）の規定に従ってこの協定が自国について効力を生じている締約国は、パネルの議長の選出のために使用される登録簿を作成する。

2 委員会は、締約国が1に規定する期間内に登録簿を作成することができない場合には、登録簿の構成員に個人を任命するため直ちに会合する。委員会は、4の規定に基づいて行われる指名及び前条（パネルの構成員の資格）に定める資格を考慮して、この協定の効力発生の日の後百八十日以内に当該登録簿を作成する。

3 登録簿は、締約国が別段の合意をする場合を除くほか、少なくとも十五人で構成する。

4 各締約国は、登録簿のために二人までの個人を指名し、及びその指名にいずれかの締約国の国民一人を含めることができる。

5 締約国は、コンセンサス方式によって登録簿の構成員に個人を任命する。当該登録簿には、各締約国の国民一人を含めることができる。

6 登録簿は、1若しくは2の規定に従って作成される場合又は締約国による見直しの結果再度作成される場合には、少なくとも三年間又は締約国が新たな登録簿を作成するまでの間、引き続き有効とする。登録簿の構成員は、再任されることができる。

7 締約国は、登録簿の構成員が職務を遂行する意思を有しない場合又は職務を遂行することができない場合には、いつでも代替りの者を任命することができる。

8 加入する締約国は、4及び5の規定に従うことを条件として、登録簿のために二人までの個人を指名することができる。これらの個人のいずれか一方又は双方は、締約国によるコンセンサス方式によって登録簿に含めることができる。

締約国別の候補者名簿

9 締約国は、この協定の効力発生の日の後いつでも、パネルの構成員としての職務を遂行する意思及び能力を有する個人の名簿を作成することができる。

10 9に規定する名簿には、当該名簿を作成する締約国の国民又は当該国民以外の個人を含めることができる。各締約国は、当該名簿の構成員に任意の人数の個人を任命し、及びいつでも、個人を追加して任命し、又は当該名簿の構成員を交代させることができる。

11 9の規定に基づいて名簿を作成する締約国は、他の締約国が速やかに当該名簿を入手することができるようにする。

第二十八・十二条 パネルの任務

1 パネルの任務は、パネルに付託される問題の客観的な評価（事実関係の調査並びにこの協定の適用の可能性及びこの協定との適合性に関する調査を含む。）を行うこと並びにパネルの付託事項に定める認定、決定及び勧告であつて紛争の解決のために必要なものを行うことである。

2 パネルは、紛争当事国が別段の合意をする場合を除くほか、この章及び手続規則の規定に適合する方法により、任務を遂行し、及び手続を実施する。

3 パネルは、千九百六十九年の条約法に関するウィーン条約第三十一条及び第三十二条の規定に反映されている国際法上の解釈の規則に従って、この協定について検討する。パネルは、また、この協定に組み込まれた世界貿易機関設立協定の規定に関し、WTOの紛争解決機関によって採択される小委員会及び上級委員会の報告における関連する解釈について検討する。パネルの認定、決定及び勧告は、この協定に基づく締約国の権利及び義務に新たな権利及び義務を追加してはならず、並びにこの協定に基づく締約国の権利及び義務を減じてはならない。

4 パネルは、コンセンサス方式によって決定を行う。ただし、パネルは、コンセンサスに達することができない場合には、過半数による議決によって決定を行うことができる。

第二十八・十三条 パネルの手続規則

この協定の下で第二十七・二条（委員会の任務）1(f)の規定に従って定める手続規則は、次のことを確保するものとする。

- (a) 紛争当事国が、パネルにおける審理であって各紛争当事国が口頭で意見を述べることができるものを少なくとも一回行う権利を有すること。

- (b) (f)の規定に従うことを条件として、パネルにおける審理が公衆に公開されること。ただし、紛争当事国が別段の合意をする場合は、この限りでない。
- (c) 各紛争当事国が最初の意見書及び反論のための意見書を提出する機会を有すること。
- (d) (f)の規定に従うことを条件として、各紛争当事国が次のことを行うこと。
 - (i) 当該各紛争当事国の意見書、口頭による陳述を書面にしたもの及びパネルからの要請又は質問に対する書面による回答がある場合には、これらの文書の提出後できる限り速やかに公表するよう最善の努力を払うこと。
 - (ii) これらの文書が公表されていない場合には、パネルの最終報告書が発出される時までに関該これらの文書の全てを公表すること。
- (e) いずれかの紛争当事国の領域内に所在する非政府団体からの要請であつて、紛争に関する書面による意見（パネルが紛争当事国の意見及び主張を評価するに当たって役立ち得るもの）を提出する旨のものをパネルが検討すること。
- (f) 秘密の情報を保護すること。

(g) 紛争当事国が別段の合意をする場合を除くほか、意見書の作成及び口頭による主張を英語で行うこと。

(h) 紛争当事国が別段の合意をする場合を除くほか、審理を被申立国の首都において行うこと。

第二十八・十四条 第三国の参加

紛争当事国でない締約国であつて、パネルに付託される問題について利害関係を有すると認めるものは、紛争当事国に対して書面により通報した上で、全ての審理に出席し、意見書を提出し、パネルに対して口頭により意見を表明し、及び紛争当事国の意見書を受領する権利を有する。当該締約国は、第二十八・七条（パネルの設置）2の規定に基づくパネルの設置の要請の送付の日後十日以内に書面により通報する。

第二十八・十五条 専門家の役割

パネルは、一の紛争当事国の要請に応じ、又は自己の発意に基づき、紛争当事国が合意する場合に限り、紛争当事国が合意する条件に従い、適当と認める者又は機関に対して情報及び技術上の助言を要請することができる。紛争当事国は、この条の規定に基づいて入手される情報又は助言に意見を述べる機会を有する。

第二十八・十六条 手続の停止又は終了

1 パネルは、申立国の要請があるとき、又は二以上の申立国がある場合において当該二以上の申立国の共同の要請があるときは、いつでも、連続する十二箇月を超えない期間パネルの検討を停止することができる。パネルは、紛争当事国がパネルに対して要請する場合には、いつでもパネルの検討を停止する。この章及び手続規則に定める期間は、これらの停止が行われる場合には、検討が停止された期間延長される。パネルの手続は、パネルの検討が連続する十二箇月を超えて停止される場合には、紛争当事国が別段の合意をする場合を除くほか、終了する。

2 パネルは、紛争当事国が要請する場合には、その手続を終了する。

第二十八・十七条 最初の報告書

1 パネルは、締約国の参加なしに報告書を起草する。

2 パネルは、この協定の関連する規定、紛争当事国及び第二国の意見及び主張並びに第二十八・十五条（専門家の役割）の規定によって提供される情報又は助言に基づき報告書を作成する。パネルは、紛争当事国の共同の要請に応じ、紛争解決のための勧告を行うことができる。

3 パネルは、パネルの最後の構成員の任命の日の後百五十日以内に最初の報告書を紛争当事国に提示す

る。パネルは、緊急の場合（腐敗しやすい物品に関する場合を含む。）には、パネルの最後の構成員の任命の日の後百二十日以内に最初の報告書を紛争当事国に提示するよう努める。

4 最初の報告書には、次の事項を含める。

- (a) 事実認定
- (b) 次のいずれかの事項に関するパネルの決定
 - (i) 問題となっている措置がこの協定に基づく義務に適合しないかどうか。
 - (ii) 締約国がこの協定に基づく義務を履行しなかったかどうか。
 - (iii) 問題となっている措置が第二十八・三条（適用範囲）1(c)の規定の意味における無効化又は侵害を引き起こしているかどうか。
- (c) 付託事項において要請されるその他の決定
- (d) 紛争当事国が共同で紛争の解決のための勧告を要請した場合には、当該勧告
- (e) 認定及び決定の理由

5 パネルは、3に定める期間内に最初の報告書を公表することができないと認める例外的な場合には、最

初の報告書を発出する時期の見込みと共に、遅延の理由を書面により紛争当事国に通報する。遅延は、紛争当事国が別段の合意をする場合を除くほか、三十日の追加的な期間を超えてはならない。

6 パネルの構成員は、全会一致の合意が得られない問題について、別個の意見を表明することができる。

7 紛争当事国は、最初の報告書の提示の後十五日以内又は紛争当事国が合意するその他の期間内に、パネルに対し、最初の報告書に関する書面による意見を提出することができる。

8 パネルは、最初の報告書に関する紛争当事国の書面による意見を検討した後、最初の報告書を修正し、及び適当と認める更なる検討を行うことができる。

第二十八・十八条 最終報告書

1 パネルは、紛争当事国が別段の合意をする場合を除くほか、最初の報告書の提示の後三十日以内に、紛争当事国に対し、最終報告書（全会一致の合意が得られない問題に関する別個の意見を含む。）を提示する。紛争当事国は、秘密の情報を保護する手段をとった後、当該最終報告書の提示の後十五日以内に当該最終報告書を公表する。

2 パネルは、最初の報告書又は最終報告書のいずれにおいても、いずれのパネルの構成員が多数意見又は

少数意見に係関係しているかを開示してはならない。

第二十八・十九条 最終報告書の実施

1 締約国は、紛争の明確な解決を確保するためのこの章に定める紛争解決手続の目的を達成する上で、パネルが前条（最終報告書）の規定に従って行う決定の速やかな履行の重要性を認める。

2 被申立国は、パネルが最終報告書において次のいずれかのことを決定する場合には、可能な限り、その違反又は無効化若しくは侵害を除去する。

(a) 問題となつてゐる措置がこの協定に基づく締約国の義務に適合しないこと。

(b) 締約国がこの協定に基づく義務を履行しなかつたこと。

(c) 問題となつてゐる措置が第二十八・三条（適用範囲）1(c)の規定の意味における無効化又は侵害を引き起こしてゐること。

3 被申立国は、違反又は無効化若しくは侵害を直ちに除去することができない場合には、紛争当事国が別段の合意をする場合を除くほか、これらを除去するための合理的な期間を与えられる。

4 紛争当事国は、3に規定する合理的な期間について合意するよう努める。紛争当事国が前条（最終報告

書) 1の規定に基づく最終報告書の提示の後四十五日の期間内に当該合理的な期間について合意することができない場合には、いずれの紛争当事国も、当該合理的な期間を仲裁によって決定するため、同条1の規定に基づく最終報告書の提示の後六十日以内にその問題を議長に付託することができる。

5 議長は、3に規定する合理的な期間が前条(最終報告書) 1の規定に基づく最終報告書の提示から十五箇月を超えるべきでないことを指針として考慮する。もつとも、この十五箇月の期間は、特別の事情がある場合には、短縮し、又は延長することができる。

6 議長は、4の規定に基づく議長への付託の日の後九十日以内に、3に規定する合理的な期間を決定する。

7 紛争当事国は、3に規定する合理的な期間の決定のため、4から6までに定める手続を変更することに
ついて合意することができる。

第二十八・二十条 未実施(代償及び利益の停止)

1 被申立国は、次のいずれかの場合において、一又は二以上の申立国からの要請があるときは、当該要請の受領の後十五日以内に、相互に受け入れることができる代償を策定するため、当該一又は二以上の申立

国と交渉を開始する。

(a) 被申立国が違反又は無効化若しくは侵害を除去する意図を有しないことを当該一又は二以上の申立国に通報した場合

(b) 前条（最終報告書の実施）の規定に従って定める合理的な期間の満了後、被申立国が違反又は無効化若しくは侵害を除去したかどうかについて紛争当事国間に意見の相違がある場合

2 申立国は、次のいずれかの場合には、3の規定に基づいて利益を停止することができる。

(a) 当該申立国及び被申立国が、代償を策定するための期間が開始した後三十日の期間内に当該代償について合意することができなかった場合

(b) 当該申立国及び被申立国が代償について合意したが、被申立国がその合意の条件を遵守しなかったと関係する申立国が認める場合

3 申立国は、自国について2に規定する条件が満たされた後はいつでも、同等の効果を有する利益を停止する意図を被申立国に対して書面により通報することができる。その通報は、当該申立国が停止することを提案する利益の程度（注）を特定する。当該申立国は、場合に応じ、当該申立国がこの3の規定に基づ

いて通報する日又はパネルが5の規定に従って決定を行う日のいずれか遅い日の後三十日目の日に、利益の停止を開始することができる。

注 「申立国が停止することを提案する利益の程度」とは、この協定に基づく譲許の程度であって、当該譲許の停止が第二十八・十八条（最終報告書）1の規定に従って発出されるパネルの最終報告書においてパネルが存在すると決定する違反又は第二十八・三条（適用範囲）1(c)の規定の意味における無効化若しくは侵害の程度と同等の効果をも有することとなると申立国が認めるものをいう。

4 申立国は、3の規定に基づいていかなる利益を停止するかを検討するに当たり、次に定める原則及び手続を適用する。

(a) 当該申立国は、まず、パネルが違反又は無効化若しくは侵害が存在すると決定した対象事項と同一の対象事項における利益の停止を試みるべきである。

(b) 当該申立国は、同一の対象事項における利益を停止することが実際の又は効果的でなく、かつ、事態が十分重大であると認める場合には、異なる対象事項における利益を停止することができる。当該申立国は、3に規定する書面による通報において、異なる対象事項における利益の停止の決定の根拠となる

理由を示すものとする。

(c) 当該申立国は、(a)及び(b)に定める原則を適用するに当たり、次の事項を考慮する。

(i) パネルが違反又は無効化若しくは侵害を認定した物品の貿易、サービスの提供その他の対象事項及びこれらの貿易の当該申立国にとっての重要性

(ii) 物品、第十一章（金融サービス）の規定の対象となる全ての金融サービス、当該金融サービス以外のサービス及び第十八章（知的財産）各節がそれぞれ別個の対象事項であること。

(iii) 無効化又は侵害に関連するより広範な経済的要因及び利益の停止のより広範な経済的影響

5 被申立国は、次のいずれかのことを認める場合には、申立国が3の規定に基づいて行う書面による通報の到達の日から三十日以内に、問題を検討するためにパネルを再招集するよう要請することができる。

(a) 停止することが提案される利益の程度が明らかに過大であること又は当該申立国が4に定める原則及び手続に従わなかったこと。

(b) 被申立国が、パネルが存在すると決定した違反又は無効化若しくは侵害を除去したこと。

被申立国は、書面により当該申立国にその要請を送付する。パネルは、当該要請の到達の日の後でできる限

り速やかに再招集されるものとし、(a)若しくは(b)の規定に基づく要請を検討するためにパネルが再招集された後九十日以内又は(a)及び(b)の規定に基づく要請のためにパネルが再招集された後百二十日以内に、その決定を紛争当事国に提示するものとする。パネルは、申立国が停止することを提案する利益の程度が明らかに過大であると決定する場合には、同等の効果を有すると認める利益の程度を決定する。

6 申立国は、被申立国が違反又は無効化若しくは侵害を除去したとパネルが決定した場合を除くほか、パネルが5の規定に従って決定した程度まで又はパネルが程度を決定しなかった場合には当該申立国が3の規定に基づき停止することを提案した程度まで、利益を停止することができる。パネルは、4に定める原則及び手続に当該申立国が従わなかったと決定する場合には、4に定める原則及び手続の完全な遵守を確保するため、当該申立国が利益を停止することができる対象事項及び停止することができる利益の程度をパネルの決定に明記する。当該申立国は、パネルの決定に適合する態様によってのみ利益を停止することができる。

7 申立国は、利益を停止する意図を書面により通報した後三十日以内又はパネルが5の規定に従って再招集される場合にはパネルが決定を提示した後二十日以内に、被申立国が金銭による評価額を支払う意図を

有する旨を当該申立国に対して書面により通報する場合には、利益を停止してはならない。紛争当事国は、被申立国が金銭による評価額を支払う意図を有する旨を通報した日の後十日以内に、当該評価額の金額について合意に達するために協議を開始する。当該紛争当事国がその協議の開始後三十日以内に合意に達することができず、かつ、8に規定する基金の利用に関する議論を行っていない場合には、当該評価額の金額は、アメリカ合衆国ドルにより、パネルが5の規定に従い同等の効果を有すると決定した利益の程度の五十パーセントと同等の水準又はパネルが当該程度を決定しなかった場合には当該申立国が3の規定に基づき停止することを提案した程度の五十パーセントと同等の水準に設定する。

8 金銭による評価額が申立国に支払われる場合には、当該評価額は、アメリカ合衆国ドル又はその同等の額の被申立国の通貨若しくは紛争当事国が合意するその他の通貨により、被申立国が評価額を支払う意図を有する旨を通報する日の後六十日目から四半期ごとの均等な分割払によつて支払われる。紛争当事国は、状況により正当と認められる場合には、締約国間の貿易の円滑化（不当な貿易上の障害を更に削減すること又は被申立国によるこの協定に基づく義務の履行を支援することによるものを含む。）を目的とする適当な自発的活動のための当該紛争当事国が指定する基金に対して被申立国が評価額を支払うことを決

定することができる。

9 被申立国は、四半期ごとの分割払の最初の支払期限の到来と同時に、申立国に対し、違反又は無効化若しくは侵害を除去するためにとろうとする行動の計画を提出する。

10 被申立国は、申立国が延長に合意する場合を除くほか、被申立国が7の規定に基づいて書面により通報した日から十二箇月間を限度として、申立国による利益の停止に代わる金銭による評価額を支払うことができる。

11 10の規定に基づく支払のための期間を延長することを求める被申立国は、十二箇月の期間の満了の三十日前までに、書面により延長のための要請を行う。紛争当事国は、延長の期間及び条件（評価額の金額を含む。）を決定する。

12 申立国は、次のいずれかの場合には、3、4及び6の規定に基づき、被申立国に対する利益の適用を停止することができる。

(a) 被申立国が、8の規定に基づく支払を行わない場合又は13の規定に基づき支払を行うことを選択した後当該支払を行わない場合

(b) 被申立国が9の規定に従って要求される計画を提出しない場合

(c) 金銭による評価額の支払の期間（延長の期間を含む。）が終了した場合において、被申立国が違反又は無効化若しくは侵害を除去しなかったとき。

13 被申立国が基金の利用の可能性について議論することを希望することを申立国に通報し、紛争当事国が被申立国による7の規定に基づく通報の日から三箇月以内に基金の利用について合意しない場合において、その三箇月の期間が当該紛争当事国の合意によって延長されなかったときは、被申立国は、5の規定に従って決定される額の五十パーセント又は5の規定に基づく決定が行われなるときは当該申立国が3の規定に基づいて提案した程度の五十パーセントと同等の金銭による評価額の支払を行うことを選択することができ。当該支払は、その選択が行われる場合には、被申立国の7の規定による通報から九箇月以内に、アメリカ合衆国ドル又はその同等の額の被申立国の通貨若しくは当該紛争当事国が合意するその他の通貨によって行われなければならない。当該申立国は、当該選択が行われない場合には、当該選択のための期間の終了の時に、5の規定に従って決定される額又は5の規定に基づく決定が行われなるときは当該申立国が3の規定に基づいて提案した程度の利益の適用を停止することができる。

14 申立国は、8及び13に規定する基金の利用の可能性に関する被申立国による通報に対して好意的な考慮を払う。

15 代償、利益の停止及び金銭による評価額の支払は、一時的な措置とする。これらのいずれの措置よりも、違反又は無効化若しくは侵害の除去による完全な実施が優先する。代償、利益の停止及び金銭による評価額の支払は、被申立国が違反若しくは無効化若しくは侵害を除去する時までの間又は相互に満足すべき解決に達するまでの間においてのみ、適用される。

第二十八・第二十一条 履行状況の審査

1 被申立国は、パネルによって認定された違反又は無効化若しくは侵害を除去したと認める場合には、前条（未実施（代償及び利益の停止））に規定する手続を妨げることなく、一又は二以上の申立国に対する書面による通報により、問題をパネルに付託することができる。パネルは、被申立国が書面による通報を行った後九十日以内に当該問題に関する報告書を発出する。

2 一又は二以上の申立国は、被申立国が違反又は無効化若しくは侵害を除去したとパネルが決定する場合には、前条（未実施（代償及び利益の停止））の規定に基づく利益の停止を速やかに解除する。

第B節 国内手続及び民間の商事紛争の解決

第二十八・二十二条 私権

いずれの締約国も、自国の法令において、他の締約国の措置がこの協定に基づく当該他の締約国の義務に適合しないこと又は他の締約国がこの協定に基づく当該他の締約国の義務を履行しなかったことを理由としてこれらの他の締約国に対して訴えを提起する権利を定めてはならない。

第二十八・二十三条 代替的な紛争解決

- 1 各締約国は、可能な最大限の範囲において、民間の当事者間の自由貿易地域における国際的な商事紛争を解決するための仲裁その他の代替的な紛争解決手段の利用を奨励し、及び円滑にする。
- 2 各締約国は、1に規定する目的のため、仲裁の合意の遵守を確保するため並びに1に規定する紛争における仲裁判断の承認及び執行のための適当な手続を定める。
- 3 締約国は、千九百五十八年六月十日にニューヨークで作成された国際連合の外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約を締結し、かつ、遵守している場合には、2の規定を遵守しているものとみなされる。